

安全保障理事会決議 1875 (2009)

2009年6月23日、安全保障理事会第6148回会合にて採択

安全保障理事会は、

2009年6月8日の国際連合兵力引き離し監視軍に関する事務総長の報告書(S/2009/295)を審議し、また、2000年7月17日の安保理決議1308(2000)も再確認し、

1. 1973年10月22日の安保理決議338(1973)の即時履行を関係当事国に求める。

2. 性的搾取・虐待を容赦なく取り締まるという事務総長のゼロ・トレランス政策を実施し、その要員による国際連合行動規範の完全な遵守を確保するため、国際連合兵力引き離し軍によってなされている努力を歓迎し、事務総長に対し引き続き、これとの関連で必要なあらゆる策を講じ、安全保障理事会に情報を提供し続けることを要請し、兵力提供諸国に対して、自国の要員がかかる行為に関係した場合には、適切な調査および処罰を確保するため、事前予防策および懲戒処分の行動をとることを促す。

3. 国際連合兵力引き離し軍の職務権限を6か月の期間、すなわち、2009年12月31日まで、更新することを決定する。

4. 事務総長に対し、この期間の終わりに、情勢における進展および決議338(1973)履行のために講じられた措置に関する報告書を提出することを要請する。